

## 判断基準①: 認定調査票の基本調査の結果による判断

認定調査票のうち、例外給付種目ごとに定められている結果に該当する場合は、対象例外給付種目の利用が可能です。

例外給付種目	利用が想定される状態像 (厚生労働大臣が定める者等第31号のイ)	基本調査の結果 (厚生労働大臣が定める者等第31号のイに該当する基本調査の結果)
1)車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査結果なし →判断基準②へ
2)特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
3)床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
4)認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 (1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨記載されている場合も含む。
	(2)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「3. 全介助」以外

例外給付種目	利用が想定される状態像 (厚生労働大臣が定める者等第31号のイ)	基本調査の結果 (厚生労働大臣が定める者等第31号のイに該当する基本調査の結果)
5)移動用リフト (つり具部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査結果なし →判断基準②へ
6)自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(2)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」